

岐阜労働局発表
平成19年10月22日

担 当	岐阜労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 森 久明 賃金指導官 金丸裕子 電 話 058-245-8104

岐阜県産業別最低賃金（4業種）の引上げを答申

=== 本年12月17日から発効予定 ===

岐阜地方最低賃金審議会（会長 廣瀬英雄弁護士）は、平成19年8月13日、当局長（藤井龍一郎）から岐阜県内の紡績業など4業種の労働者に適用される「産業別最低賃金」の改正決定について諮問を受け、慎重に審議を重ねた結果、本日まで、次のとおり同局長に対して答申を行った。

- ①「紡績業」時間額700円（6円引上げ）
- ②「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業」時間額758円（11円引上げ）
- ③「自動車・同附属品製造業」時間額796円（11円引上げ）
- ④「航空機・同附属品製造業」時間額849円（9円引上げ）

これらの、改正の効力発生予定日は、いずれも本年12月17日である。

なお、「陶磁器・同関連製品、耐火物製造業」については、改正が必要である旨の申出が行われなかったため、改正の審議は行われていない。

これらの産業別最低賃金の適用を受ける労働者数は約6万人である。

なお、岐阜県内のすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」については、本年10月19日から時間額685円（10円引上げ）としている。

この適用を受ける労働者数（産業別最低賃金の適用を受ける労働者を除く。）は約72万4千人である。

1 岐阜県最低賃金

改正前(時間額)	引上額(時間額)	改正後(時間額)	効力発生日
675円	10円	685円	平成19年10月19日

2 産業別最低賃金

(1) 紡績業

改正前(時間額)	引上額(時間額)	改正後(時間額)	効力発生日
694円	6円	700円	平成19年12月17日

(2) 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業

改正前(時間額)	引上額(時間額)	改正後(時間額)	効力発生日
747円	11円	758円	平成19年12月17日

(3) 自動車・同附属品製造業

改正前(時間額)	引上額(時間額)	改正後(時間額)	効力発生日
785円	11円	796円	平成19年12月17日

(4) 航空機・同附属品製造業

改正前(時間額)	引上額(時間額)	改正後(時間額)	効力発生日
840円	9円	849円	平成19年12月17日

(5) 陶磁器・同関連製品、耐火物製造業

改正前	引上額	改正後	効力発生日
日額 5,708円	—	—	平成10年12月25日
時間額 714円	—	—	平成10年12月25日

※ 産業別最低賃金が適用される事業で働く18歳未満又は65歳以上の者及び一定の軽易業務に従事する者等は、産業別最低賃金の適用が除外され、岐阜県最低賃金が適用される。

産業別最低賃金の改正審議の流れ

地方最低賃金審議会

【産業別最低賃金審議】

